

# 住居・空き家探し & 移住相談

新潟県十日町市への移住を検討されている方を対象とした移住支援制度

交通費・宿泊費・レンタカー代を合わせて

最大 **15,000円** 補助します



## 補助対象者

十日町市外在住の満18歳以上の方で、  
十日町市で移住のための相談・居住用物件の見学を行う方

補助申請者と同一世帯の同行者（1名まで）も補助を受けられます。

**注** 下記の方は対象外となります。

- ①市内の事業所が行う採用試験又はインターンシップに参加する方
- ②十日町市職員定数条例（平成17年十日町市条例第37号）第1条に規定する職員となる見込みの方
- ③学術研究の目的で市内に滞在する予定の方
- ④高等教育機関におけるフィールドワーク等の活動を目的として市内に滞在する予定の方
- ⑤緑の直行便グリーンライナーを利用して現地視察を行なう方

## 補助対象経費

経費	対象経費詳細	上限
① 十日町市までの移動にかかる旅費	ア. 公共交通機関（新幹線・在来線・高速バス等）の運賃	10,000円/世帯 (5,000円/人)
	イ. 高速道路料金・十日町市内給油所で支払った燃料費	10,000円/台
② 十日町市内での移動にかかる旅費	ウ. 公共交通機関（在来線・バス・タクシー等）の運賃	5,000円/台
	エ. 十日町市内給油所で支払った燃料費	5,000円/台
	オ. 十日町市内で借りた1台のレンタカー代金	5,000円/人
③ 宿泊費	カ. 十日町市内での宿泊費 (※旅行業法第2条に規定される施設に限ります。)	5,000円/世帯

上記補助対象経費ア～カを合算して、1世帯1回の視察につき、15,000円を上限として補助金を交付します。

・1世帯につき2回を限度に、計30,000円までの交付とします。

※上記①～③を合算して3,000円に満たない場合は補助対象となりません。

## 申請方法

現地視察を実施する原則10日前までに、交付申請書と計画書を下記まで提出してください。

### 【お申込み・お問い合わせ先】

十日町市 総務部企画政策課 移住定住推進係

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電話：025-755-5137（直通） / FAX：025-752-4635 Eメール：t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

# 申請手続き・補助金額計算方法について

申請書類は十日町市HPよりダウンロードください。

十日町 移住検討現地視察

検索

## 申請手続の流れ

<http://www.city.tokamachi.lg.jp/boshu/1503993174618.html>

申請者

現地視察内容（日程・見学物件・経費等）の計画・申請 【原則現地視察実施10日前まで】

▼  
【提出書類】 ①十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金交付申請書（以下「交付申請書」）  
②（別紙）十日町市移住検討現地視察等事業計画書（以下「計画書」）

十日町市

補助金交付の決定

▼  
▶交付決定通知書を補助対象者（申請者）へ送付

補助対象者

現地視察（居住用物件見学・移住相談）の実施

補助対象者

現地視察の実績報告・補助金の請求 【現地視察完了後30日以内又は年度内】

▼  
【提出書類】 ①実績報告書兼請求書 ②領収書の写し

十日町市

補助金額の通知・交付

▼  
▶補助金額確定通知書を補助対象者へ送付  
▶指定口座への補助金振込

## 補助金額計算方法

1

補助対象経費額（実際の旅費・宿泊費）を算出ください。

交通手段や宿泊の有無に応じて、現地視察にかかる実際の旅費・宿泊費を算出し、「交付申請書」と「計画書」の『補助対象経費額』の欄にご記入ください。

2

下表ア～カの各上限額及び15,000円を超えない範囲の金額で申請ください。

『補助対象経費額』として算出した旅費・宿泊費の内、下表ア～カの各上限を超えない範囲、かつ15,000円を超えない合計金額を「交付申請書」と「計画書」の『補助金交付申請額』の欄にご記入の上、申請してください。

※「計画書」の『算出根拠』は、可能な限り具体的にご記入ください。

経費区分		対象経費詳細	上限額
(1)旅費	十日町市までの移動にかかる旅費	ア. 公共交通機関の運賃	10,000円 / 世帯 (5,000円 / 人)
		イ. 高速道路料金・燃料費	10,000円 / 台
	十日町市内での移動にかかる旅費	ウ. 公共交通機関の運賃	5,000円 / 人
		エ. 燃料費	5,000円 / 台
		オ. レンタカー代金	5,000円 / 台
(2)宿泊費	カ. 十日町市内での宿泊費	5,000円 / 世帯	

### 燃料費の計算方法

現地視察にかかる移動距離50キロメートルに対して300円とし、50キロメートルを超えて、移動距離が50キロメートル加算される毎に300円を加算した金額とします。

(例1) 埼玉県和光市広沢～十日町市  
移動距離(往復): 約400km 燃料費上限: 2,400円

(例2) 新潟県新潟市中央区～十日町市  
移動距離(往復): 約210km 燃料費上限: 1,200円

移動距離	燃料費上限
50 km	300 円
100 km	600 円
150 km	900 円
200 km	1200 円
250 km	1500 円
300 km	1800 円
以下50kmを超える毎に300円加算	